

五常小内決裁 令和6年5月15日  
PTA本部打ち合わせ 令和6年6月1日  
学校運営協議会 令和6年6月11日  
保護者意見募集 令和6年7月5日  
意見踏まえ修正案 令和6年9月25日

保護者の皆様

枚方市立五常小学校 校長 榎 正文

## 「学校の役割と責任の明確化について」 令和6年度改定 保護者意見を踏まえた修正案

令和6年度改定案に対し、様々なご意見を賜り誠にありがとうございました。いただいたご意見を踏まえて原案を修正し、保護者の皆様にお示しします。(修正部分)

令和6年9月25日付け改訂版「学校の役割と責任の明確化について」 ↓↓↓

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/cmsfiles/contents/0000047/47447/050213sekininmeikakuka.pdf>

今回改定案を提示しましたように、以後は寄せられるご意見や環境の変化等を踏まえ、毎年見直していく考えです。お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

改定(追加)案の項目は2つ

- ① いじめ事案(暴力等含む)が起こったときには、謝罪をおすすめしています。  
(いじめの定義と加害時の謝罪について)
- ② いじめ防止のため、スマホ等は保護者の厳重な管理をお願いします。  
(スマホ・SNS使用時の責任と慎重な判断について)

### 【ご意見踏まえた修正改定案】

☆いじめ事案(暴力等含む)が起こったときには、謝罪をおすすめしています。

●いじめ等加害児童※1の保護者は、被害児童及びその保護者に対し、謝罪の気持ちを表したほうが良いと考えています。(そこに複雑な思いがおりなのは、もちろん理解します※2) 少なくとも、謝罪する姿勢を示すことが大事です。

一般的に、被害児童の保護者は、加害児童の保護者から謝罪がないことにもやもやしたのを感じています。とは言え、「謝って欲しい」というわけでもありません。なのに「加害児童の保護者が謝罪したいと言われています」と、学校から被害児童の保護者に伝えると、丸くおさまることが多いのです。

これは、「謝ることができる保護者のようだ。じゃあ子どもにしっかり指導してくれて、次はもう無いだろう」と信じる心理が働くからと考えられます。

学校では、日々次から次へと様々なことが起こります。関係する児童が前向きに学校生活を送れるよう、謝罪の姿勢を表すことによって事案に区切りをつけることをおすすめしています。このようなことが起きたときには、ご不明な点をぜひご相談下さい。

※1 下記のとおり、いじめの定義は、一般的なイメージと違い、事案を見逃さないようかなり幅広いものになっています。加害行為が故意がどうかに関わりなく、被害児童が心身の苦痛を感じれば、いじめとなります。したがって、だれでも「加害・被害児童のどちらにもなる」可能性があるのです。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係のある児童等が行う心理的または物理的に影響を与える行為（ネット含む）で、当該対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省いじめ事例集

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466\\_001\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf)

※2 法律では、被害児童からの訴えがあれば、まずは「いじめ」があったものとして扱われます。しかし、必ずしも関係者全員が正直な供述をしているとも言いにくく、加害者であって同時に被害者であるなど、毎日の学校生活で起こる事案は、複雑に絡み合ったものが少なくありません。教職員による聞き取り調査に限界がある中、本当のことと、そうでないこととで絡みあったものを、できるだけときほぐして真実に近づいていこうと、教職員は努力しているところです。

## ☆いじめ防止のため、スマホ等は保護者の厳重な管理をお願いします。

●学校は、インターネットの一般的なリスクについて日常の指導を行うとともに、スマホを使ったいじめが起こった際にも指導をしていますが、日々のスマホ利用においては、保護者の責任のもと十分な管理とご指導をお願いします。（スマホの使用前に、まずはご家庭のルールをお決めください）

法律で、いじめが起こったときには学校が対処するよう定められています。これは、スマホでのいじめも同様です。スマホのいじめが起こった時の対応にかかる時間は膨大です。例えば、加害児童への事情聴取や指導、全ての関係児童のスマホを持参させ、不適切な情報を削除する作業などです。

このような作業に教職員が忙殺されることにより、授業の準備にあてる時間や児童に向き合う時間が無くなることは、全ての児童にとって大きな不利益となります。

●SNS等で不適切な発言を行っていないか、定期的に確認することをおすすめします。

残念なことに、LINE等SNSで「死ね、ウザい、消えろ」などの不適切な発言※が日常的になされており、お金に関するやりとりを見受けることもあります。

※なお、児童本人が不適切と思っているかどうかは別にして、社会常識的に不適切であれば、どのような理由でも指導の対象になります。お子様に問うだけではなく、直接スマホをご確認ください。

●LINE、Instagram、TikTok、YouTube等のアプリの年齢制限は12歳以上です。小学生が使うことは、客観的に見て早すぎると考えます。従いまして、それを小学生に利用させる保護者は、先々のトラブルのリスクを抱える覚悟を持ち、その対処を義務付けられるということです。

スマホの所持及びSNS等の利用については、これらを踏まえて慎重に検討していただくとともに、児童にスマホを与える場合には、先々のトラブルを防止するためのルールについて、事前に良く話し合ってくださいようお願いします。大事なことです。ご不明な点はいつでもご相談下さい。

●LINE等SNSの自粛の推奨について、以下法的根拠を示します。

文末掲載

※いじめ防止対策推進法(抜粋)

(保護者の責務等)

第九条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(中略)

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(後略)

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条

(前略)

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

(後略)